

平成31年第 4回
総会
4月

白井市農業委員会会議録

平成31年4月5日 開会

平成31年4月5日 閉会

白井市農業委員会会議録

平成31年4月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齋 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
3. 川 上 洋
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 平成31年度第1次農用地利用集積計画について

議案第2号 特定農地貸付けの承認申請について

議案第3号 下限面積（別段面積）の設定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

5月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 4月19日金曜日
- ・事前審査会（案） 4月26日金曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部3
- ・総 会（案） 5月 9日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 こんにちは。

定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、平成31年4月定例総会に出席いただきまして、まことにご苦労さまでございます。

新しい元号も令和に決まりまして、まだ少しなじまない感じがありますが、来月から新しい時代が始まろうとしておりまして、きょうの総会が平成最後の総会ということになります。

そして、今回は事前審査会の案件がなかったということで、審査会は開催されませんでした。

今月の当番の班は、来月よろしくお願ひしたいと思います。

それから、桜の花も満開になりまして、これから気温も高くなりまして、暖かくなりますと梨の花も開いてきまして、これから交配、摘花、それから田んぼの田植えと農作業のほうもお忙しくなってきますが、健康には十分気をつけていただきまして頑張ってくださいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成31年4月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、1番、根本孝一委員、2番、岩井聡明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 平成31年度第1次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局、大野でございます。

議案第1号 平成31年度第1次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成31年度第1次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

平成31年4月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、2ページをごらんください。

白井市長からの協議文となります。

続きまして、3ページをごらんください。

1番、利用権を設定する農用地、白井字堤ノ上18番1、外4筆。

地目、田。

合計で2,229平米。

設定する利用権、種類、賃貸借権。

内容、水稻。

期間、5年。

賃料、合計で3万円。

支払い方法、直接持参。

利用権を設定する者、白井市白井 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

経営面積、441アール。

継続でございます。

2番、白井字堤ノ上109番1、外2筆。

地目、田、合計で1,434平米。

使用貸借権の設定になります。

内容、水稻。

期間、3年。

利用権を設定する者、船橋市東町 番地、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。
441アール。
継続でございます。
3番、神々廻字花発込1048番。
畑、872平米。
種類、賃貸借権。
内容、畑作。
期間、10年。
賃料、8,720円。
口座払いでございます。

利用権を設定する者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。
経営面積、61アール。
新規。
以上でございます。
審議のほどよろしく願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

3番については、新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。
最適化推進委員の齋藤和博委員、お願いします。

齋藤和博委員

推進委員の齋藤です。

3番目の〇〇〇〇さんについて、本人の話では、約8畝ちょっとということで、ニンジン栽培したいということです。

そのニンジンは学校給食に納めたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号平成31年度第1次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 平成31年度第1次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第2号 特定農地貸付けの承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野でございます。

4ページをごらんください。

議案第2号 特定農地貸付けの承認申請について。

下記のとおり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項）の規定に基づき、特定農地貸付けについて、承認申請がありましたので提出します。

平成31年4月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、復字台山1144番地5。

地目、現況ともに畑。

地積、2,924平米。

申請人、白井市復 番地、〇〇〇〇。

申請事由、市民農園開設のため。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

特定農地貸付けの承認申請については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

芦田委員。

芦田恵子委員 農業委員の芦田です。

この〇〇〇〇さんの案件なのですが、現在、そちら役所の脇でやっている法目ふるさと農園の場所なのですか。

それとも、新たに開設するのですか。

笠井会長 事務局。

事務局 大野でございます。

現在やっている場所で、毎年申請するような形で行っております。

継続というような形です。

笠井会長 芦田委員。

芦田恵子委員 芦田です。

地元の方から私のほうに、あそこ駐車場がないので、道路に車をとめていて、皆さんが家庭菜園をやるときには、すごく交通の障害があるという苦情が入っているのです。

ですから、これを許可するに当たって、駐車場を設けてもらえるように、事務局のほうからお願いできますか。

地元の方で困っているということがあったので、済みませんけれども。

笠井会長 事務局、その辺は。

事務局 大野でございます。

要望として伝えておきます。

駐車場という話になると、また農地転用というような申請が必要になってきます。

芦田恵子委員 利用者のための駐車場。

道路に皆さんとめちゃうというのです。

そうすると、普通の人を通るのに、ここ役所との通り道になっているので、皆さん道路だというので、実際〇〇〇〇から苦情が来たのです。

好き勝手やって困るのだよなと言われたので、もし何かいい案があればなと思って。

笠井会長 それは道路幅が狭くて通行できないということですか。

芦田恵子委員 違います。

家庭菜園に来る方って皆さん団地の方なので、家庭菜園に来る人が道路に車をいっぱい、要するに日曜とか祭日、かなり。

笠井会長 何台もとまっちゃうということ。

芦田恵子委員 何台もとまっちゃうのです。

そうすると、普通に通る方にとっては、別に車線がそんなに広いわけじゃないので、交通障害のもとになるから、あいているところにでも車をちょっと入れさせるとか何とか考えてくれないかと言われたので。

やはり、これはこっちが許可するのなら、こういうのを何とかしませんかと持っていかないといけないのじゃないかなと思っているので。

これから、まして市民農園の開設とかがふえてくると、やはり利用者の駐車場というのは確保しないと、道路に普通に置いておいたのでは、交通事故のもとにもなるし、ちょっと考えたほうがいいのじゃないかなと思って提案したのですけれども。

笠井会長 事務局、その辺は。

事務局 意見につきまして伝えておきます。

芦田恵子委員 よろしくお願ひします。

笠井会長 ほかにございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号特定農地貸付けの承認申請について、採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 特定農地貸付けの承認申請について、承認することに可決します。

議案第3号 下限面積（別段面積）の設定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野でございます。

議案第3号 下限面積（別段面積）の設定について。

今年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

平成31年4月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

農地法施行規則第17条第1項の適用について。

地域、市内全域。

方針、現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行わない。

理由、下限面積を設定するに当たっては、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、耕作者総数の4割を下らないよう農地法施行規則第17条第1項第3号で規定されている。

2015年農林業センサスの白井市の数値では、50アールの設定でこの規定を満たすこと、また経営面積があまり小さいと生産性が低く農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、従来どおり50アールとする。

議案にはございませんが、農地法施行令第2条により下限面積に達していない場合、例外適用がありますので、草花等の栽培で面積が少なくとも、その経営が集約的な新規就農者等については、その都度委員会に諮って判断していくという方法をとりたいので、あわせてご審議くださるようお願いいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

下限面積（別段面積）の設定について、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号下限面積（別段面積）の設定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 下限面積（別段面積）の設定について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野でございます。

6ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

平成31年4月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7ページをごらんください。

専決処分書でございます。

①農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出でございます。

②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出でございます。

続きまして、8ページをごらんください。

③軽微な農地改良の届出でございます。

続きまして、一番表に返っていただきまして、（2）その他、5月の事前審査会、総会の日程について。

申請の受け付け締め切りは、4月19日金曜日。

事前審査会は4月26日金曜日、第1班、午前9時から、本庁舎2階災害対策本部3で行います。

総会、5月9日木曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策本部2で行います。

以上でございます。

笠井会長 以上をもちまして、本日の議案については全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人